

概要版

第1期 白河市こども計画

みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子



こどもまんなが

令和7年3月

白 河 市

1 策定の趣旨

「白河市こども計画」は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、こども基本法第9条に規定する「こども大綱」を勘案し、こども施策に関する基本的な方針と重要事項、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項を包含しています。

2 計画の位置づけ

白河市行動計画 – アジェンダ2027 –

地域福祉計画

高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

いきいき健康しらかわ21
(健康増進計画・自殺対策計画)

こども計画

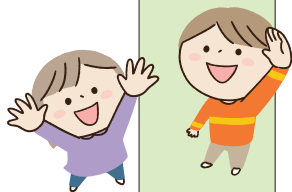
子ども・若者育成支援計画

白河っ子未来応援計画
(こどもの貧困解消対策
推進計画)

子ども・子育て計画
(子ども・子育て支援事業計画)
(次世代育成支援行動計画)

障がい者計画・障がい福祉計画・
障がい児福祉計画

生涯学習推進計画など
その他の関係計画



計画策定にあたっては、「白河市行動計画 – アジェンダ2027 –」に掲げた「1. 市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会及び市が一体となったまちづくり」、「2. 歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源をいかしたまちづくり」、「3. 子どもから高齢者まで、安全で安心して暮らすことができるまちづくり」、「4. 地域のつながりと支え合いによる絆を育むまちづくり」という4つの理念との整合性を図りました。

3 計画の期間と対象

● 計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期次世代育成支援行動計画(後期)					こども計画 (子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困解消対策推進計画、子ども・若者育成支援計画)				
第2期子ども・子育て支援事業計画									
	白河っ子未来応援計画								

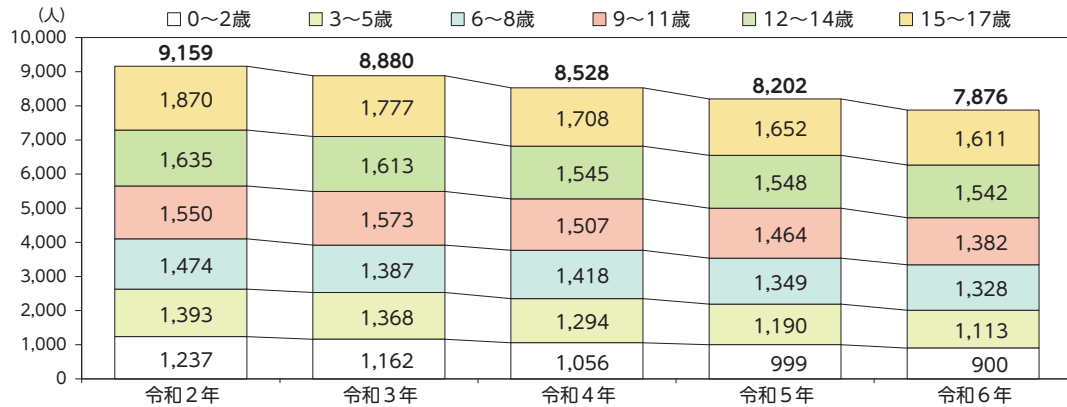
● 計画の対象

18歳未満のこども及び若者(概ね30歳まで、取組みによっては39歳までを含む)、並びに子育て当事者。

4 白河市の状況

白河市のこども数は、令和2年の9,159人から令和6年は7,876人と14.0%減少しています。令和2年と令和6年で年代別にみると、0～2歳は1,237人から900人と27.2%の減少、3～5歳は1,393人から1,113人と20.1%の減少となっており、低年齢層の減少率が大きくなっています。

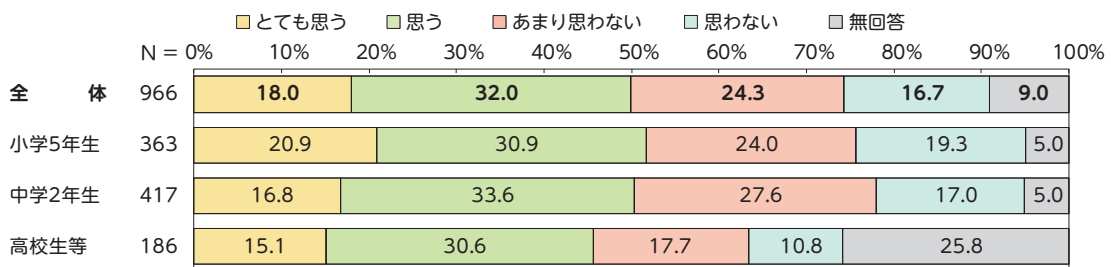
こども数の推移



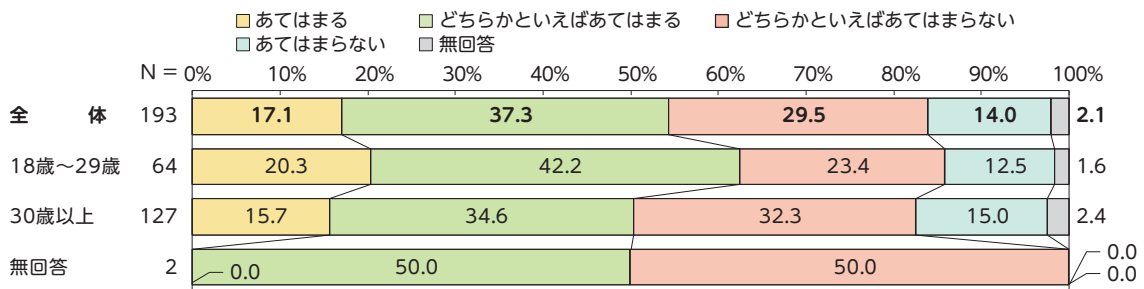
アンケート結果より

【自分が好きだ】と思うこども・若者の割合】 こどもでは50.0%、若者では54.4%となっています。

問 27 思いや気持ち・自分のことが好きだ【%】

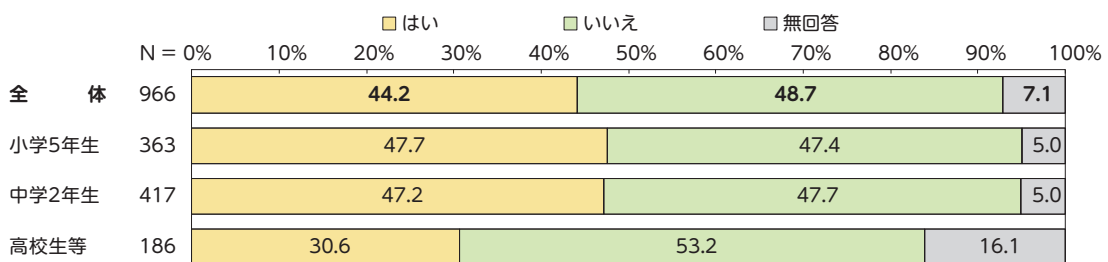


問 24 今の自分が好きだ【%】



【将来、白河市に住みたいと思うこどもの割合】 「はい」が44.2%となっています。

問 16 白河市の定住意向【%】



基本理念

こども・若者・子育て当事者への支援は、多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、父母その他の保護者がこどもの発達に応じて適切な指導を行うことを尊重します。そのうえで地域、企業など社会全体が関わりながら、こども・若者の最善の利益を図るものとして推進します。

また、こども・若者が主体的に学び育ち合い、さらには社会の当事者として意見を表明し参加することで、健やかに成長する環境づくりを推進します。

これらを踏まえ、「みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子」を本計画の基本理念とします。

みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子

基本視点

こども・若者の
最善の利益を図る

ライフステージに応じて
切れ目なく支援する

こども・若者が
幸せな状態で成長できる
環境を整備する

対話・連携しながら
ともに推進する

基本目標

未来へつながる こども・若者が主役のまち

こどもと子育て家庭が健やかに明るく暮らすまち

子育てを応援するまち

安全安心で快適に育ち、暮らすまち

支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち





基本目標

施策の展開

基本目標 1

未来へつながる
こども・若者が主役のまち

- (1) 将来に明るい希望が持てる地域社会の実現
- (2) 人権尊重の推進
- (3) 生きる力を育む教育の充実
- (4) 多様な学びと居場所づくり
- (5) 家庭・地域の教育力の向上
- (6) こども・若者の意見表明の機会の充実

基本目標 2

こどもと子育て家庭が
健やかに明るく暮らすまち

- (1) 親子の健康の確保
- (2) 養育支援と発達支援の推進
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期保健の推進
- (5) 地域医療体制の充実

基本目標 3

子育てを応援するまち

- (1) 保育・子育て支援サービス等の充実
- (2) 相談支援
- (3) 経済的支援の推進
- (4) まちぐるみで子育てを応援する取組の推進

基本目標 4

安全安心で快適に育ち、
暮らすまち

- (1) 居住環境の向上と快適なまちづくりの促進
- (2) 安全・安心のまちづくりの推進

基本目標 5

支援が必要なこども・若者・
子育て当事者も
希望を叶えるまち

- (1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援
- (2) 児童虐待防止対策の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) こどもの貧困・生活困窮対策
- (5) ひきこもり支援の推進
- (6) ケアラー支援の推進
- (7) ひとり親家庭の自立支援
- (8) 若者の希望が叶う環境づくりの推進
- (9) 包括的支援体制の充実

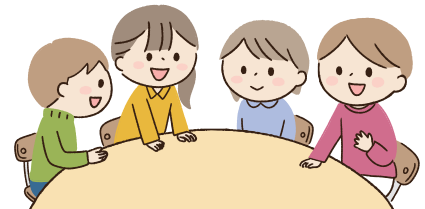
5-3 主な取組・事業

基本目標 1 未来へつながる子ども・若者が主役のまち

- (1) 将来に明るい希望が持てる地域社会の実現
少子化対策の推進
- (2) 人権尊重の推進
子どもの人権等に関する普及啓発の促進、人権教育の推進
- (3) 生きる力を育む教育の充実
基礎学力向上推進事業、子どもの読書活動推進事業の実施、こどもの体力・運動能力向上事業の推進、教育支援センターの開設、こども家庭センターの設置等
- (4) 多様な学びと居場所づくり
スポーツ教室の開催、文化芸術活動の推進、「市民共学」出前講座の活用、こどもの居場所づくり支援事業等
- (5) 家庭・地域の教育力の向上
子育て支援・地域活動事業、青少年健全育成市民会議への支援等
- (6) こども・若者の意見表明の機会の充実
「仁のつどい」の開催、「しらかわ未来フォーラム」の開催、こどもの声を生かしたまちづくりの推進

基本目標 2 こどもと子育て家庭が健やかに明るく暮らすまち

- (1) 親子の健康の確保
母子健康手帳の交付、父子健康手帳の交付、プレコンセプションケア、こんにちは赤ちゃん訪問事業等
- (2) 養育支援と発達支援の推進
白河っ子応援センター「ぼっかばか」、子育てサロン推進事業、発達支援事業等
- (3) 食育の推進
保育園給食の充実、学校給食の充実、食育事業の推進
- (4) 思春期保健の推進
心の健康に関する情報提供・知識の普及、ピアカウンセリングの実施、「性に関する指導」の充実等
- (5) 地域医療体制の充実
成育医療等の提供、救急医療の充実、心の健康に関する相談・支援の充実等



基本目標 3 子育てを応援するまち

- (1) 保育・子育て支援サービス等の充実
通常保育・延長保育事業、乳児保育の実施、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等
- (2) 相談支援
白河っ子応援センター「ぼっかばか」(再掲)、こども家庭センターの設置(再掲)、白河っ子家事・育児サポート事業、子育て支援のネットワーク等
- (3) 経済的支援の推進
こども医療費助成事業、白河っ子すくすく応援クーポン券支給事業、小学校入学祝金支給事業等
- (4) まちぐるみで子育てを応援する取組みの推進
性別役割分担意識の見直し、男性の育児休業支援事業、子育てに関する意識啓発等

基本目標 4 安全安心で快適に育ち、暮らすまち

- (1) 居住環境の向上と快適なまちづくりの促進
居住環境の整備、公園の整備充実、公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進等
- (2) 安全・安心のまちづくりの推進
交通安全の推進、総合交通安全対策の充実、自主防犯組織活動の促進、パトロール活動の推進等

基本目標 5 支援が必要な子ども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

- (1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援
いじめの早期発見・早期対応、不登校児童への早期対応、相談・立直し支援の推進等
- (2) 児童虐待防止対策の推進
虐待の早期発見・早期対応、虐待に関する相談支援体制の充実、ホームスタート事業等
- (3) 障がい児施策の充実
乳幼児健康診査、障がい児教育の充実、白河っ子応援事業等
- (4) こどもの貧困・生活困窮対策
こども家庭センターの設置(再掲)、生活困窮者自立支援相談支援事業
- (5) ひきこもり支援の推進
ひきこもり相談支援センターの設置運営、若者の居場所づくり事業の設置運営
- (6) ケアラー支援の推進
白河っ子家事・育児サポート事業(再掲)、ヤングケアラー・ケアラー講演会
- (7) ひとり親家庭の自立支援
ひとり親ジョブサポート事業、ひとり親家庭キャリアアップ応援給付事業等
- (8) 若者の希望が叶う環境づくりの推進
結婚支援の充実、不妊治療費助成事業
- (9) 包括的支援体制の充実
福祉まるごと相談窓口、こども家庭センターの設置(再掲)



6-1 子ども・子育て支援事業の推進

計画期間における「幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援事業の量の見込み(需要)とその提供体制の確保(供給)」を定めます。

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 妊婦健康診査事業
- 子育て世帯訪問支援事業(白河っ子家事・育児サポート事業)【新規】
- 児童育成支援拠点事業【新規】
- 親子関係形成支援事業【新規】
- 妊婦等包括相談支援事業【新規】
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】
- 産後ケア事業【新規】



6-2 こどもの貧困解消に向けた事業の推進

こどもの貧困解消に向けた事業の推進について目標を定めます。

基本目標

- 基本目標1 ▶ 教育支援：すべてのこどもが将来の夢を叶えられる学習環境づくり
- 基本目標2 ▶ 生活支援：心と体の健康を支援する体制づくり
- 基本目標3 ▶ 就労支援：保護者のワーク・ライフ・バランスを実現する就労支援
- 基本目標4 ▶ 経済的支援：困難を抱える様々な家庭を社会全体で支える取組

6-3 子ども・若者に向けた支援事業の推進

すべてのこどもと若者が社会の一員として成長できるよう、育成支援の推進について目標を定めます。

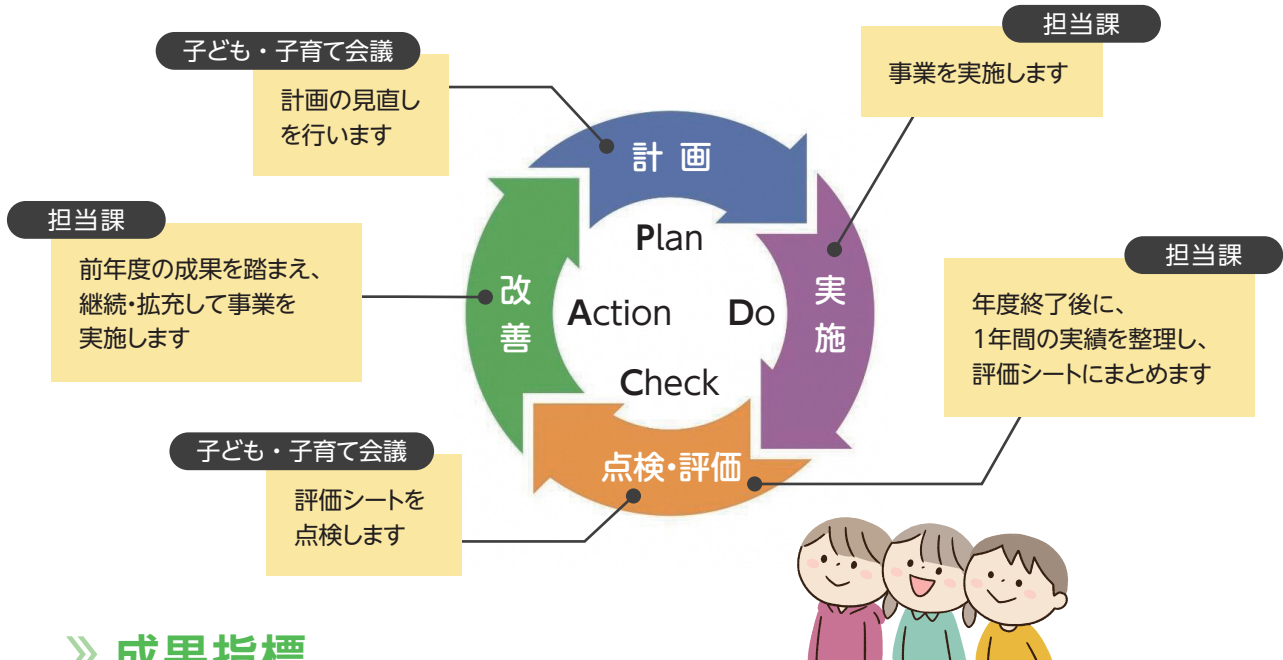
基本目標

- 基本目標1 ▶ こども・若者が社会の一員として意見を形成・表明し、社会的自立に向けて成長する環境づくり
- 基本目標2 ▶ すべてのこども・若者の健やかな成長を社会全体で後押しする環境づくり

7 推進方策

》進捗管理

利用者の視点に立って事業を評価し、PDCAサイクル(計画→実施→評価→改善)を通して計画の実効性を高めることを目指します。



》成果指標

指 標	現状値	目標値
1 こどもの権利への認知度の割合	—	70%
2 市で主催する会議等でこども・若者が意見表明する場を設ける割合	—	50%
3 「自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	こども:50.0% 若者:54.4%	70%
4 将来、白河市に住みたいと思うこどもの割合	44.2%	70%
5 白河市で子育てを続けたい人の割合	就学前児童・小学生保護者:77.2% 小学5年生・中学2年生・高校生等保護者:70.4%	80%

※指標1と指標2は本計画の新しい取り組みです。

》市民への意識啓発の推進

様々な広報活動や生涯学習などの学習機会を通じて、市民への意識啓発を推進します。

こども・若者支援に関する事業・取組に関して、効果的・効率的に推進するため、組織横断的に取り組みます。

白河市こども計画 概要版

令和7年3月

編集／発行 白河市こども未来局こども支援課

福島県白河市八幡小路7-1 TEL.0248-28-5522